

## 平成25年12月4日(水曜日)午前9時30分 開 議

### 1、 出席議員

1 番 (福本耕太君)	2 番 (濱中幸三君)	3 番 (山田建之君)
4 番 (山崎勝義君)	5 番 (佐々木邦久君)	6 番 (泊 満夫君)
7 番 (山本良熙君)	8 番 (三枝邦彦君)	9 番 (上川正衛君)
10 番 (井上正清君)	11 番 (太田和博君)	12 番 (藤本誠助君)
13 番 (川口幸路君)	14 番 (川本貴也君)	

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第121条による出席者

町 長 (岡田好平)	総務課長 (難波正樹)
企画課長 (糸 英彦)	税務課長 (中井俊博)
福祉課長 (須浪宏和)	健康増進課長 (奥村 忠)
住民環境課長 (椎木 孝)	人権対策課長 (澤田 穰)
建設課長 (樋口英士)	農林水産課長 (前田満照)
商工観光課長 (宮原正行)	教育総務課長 (宮原隆昌)
生涯学習課長 (南堀英二)	病院事務長 (三木俊明)
水道課長 (川本公義)	出納室課長 (木下公明)
債権管理室課長 (岡田耗使)	総務課課長補佐 (川田順也)
総務課係長 (三枝恵吾)	

## 議会事務局職員

議会事務局長 (鳥井基史)	書記 (塩本 元)
---------------	-----------

## 議事日程 第2号

別紙のとおり

平成25年12月土庄町議会定例会  
議事日程（第2号）

（平成25年12月3日招集）

平成25年12月4日（水曜日）午前9時30分 開議

第1 一般質問

## 開 議

○議長（川本貴也君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

## 一般質問

○議長（川本貴也君）

日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

おはようございます。1番、日本共産党の福本耕太です。

質問項目は2点です。まず初めに、教育長不在についての質問であります。藤本前教育長が今年10月、1年の任期を満了した後、今日まで新たな教育長が決まっておらず、教育総務課長が教育長を兼任するという事態に至っているもとで、子どもを持つ親、教育現場、地域住民から不安と混乱の声が寄せられています。教育長不在という事態は、全国の自治体を見ても稀なケースであり、教育関係者や保護者、地域住民の不安と混乱を払拭するため、明確な説明を求めるものであります。そもそも論として教育行政は、一般行政からは独立した関係にあるということは言うまでもないことですが、質問内容との関係で、初めに法律上の規定から述べさせていただきます。

教育委員会制度は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律で規定されています。教育委員の任命は地方公共団体の長、わが町では岡田町長が議会の同意を得て任命するとされています。また、その罷免は、1. 心身の故障のため職務遂行に堪えないと町長が認める場合、2. 職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると町長が認めた場合において、議会の同意においてこれを罷免することができるとなっています。また、これらの場合を除き、本人の意に反して罷免されることはないとも記載されています。次に、教育長の選任、任命は教育委員会が教育委員会委員長を除く者の内から任命するとされています。

以上のことを踏まえて質問に入ります。

まず、教育総務課長に質問します。教育委員会ではこの法律に従って、教育長に前教育長の藤本氏を推薦するため、藤本氏の教育委員再任と教育長の継続の意思を岡田町長に伝え、議会に諮るよう求めたと聞いていますが、この内容に間違いはありませんか。併せて岡田町長に質問します。岡田町長はなぜ1度教育委員に任命し、教育長までした藤本氏を再任しなかったのですか。教育委員会が教育長にまで推薦している人物を任期が来たからといって解任するのはあまりにも不自然です。法律の規定にある罷免に値するようなことがあったのでしょうか。仮にそうだとでもこれも不自然です。罷免に値するような人物を、教育委員会のメンバーが再任を求め次期教育長に推薦するのでしょうか。岡田町長、なぜ藤本氏の教育委員、教育長の継続を再任しなかったのか、住民に分かるように説明してください。

次の質問に移ります。今日で3回目の質問となる豊島生活航路の問題です。前回の9月定例会の一般質問で、私は豊島航路の変更により、地元豊島で住民の積み残しが起きていることを事実を持って説明し、現地調査を行い、改善を図るよう求めました。しかし、町はいまだ調査さえしないという態度を取り続けています。まずは、まず初めに豊島住民の思いを代弁し、町に対し強く抗議するとともに、問題が解決するまでは徹底して追求を続けることをここに宣言いたします。

私がこの問題を初めて議会で取り上げたのは、平成24年9月の議会でした。そのときの糸課長の答弁と、岡田町長の答弁を比較すると不可解な問題が浮かび上がってきました。糸課長は平成24年の9月議会でも、今年9月の議会でも、国の方針だから仕方がないと再三繰り返し、国庫補助まで持ち出して、航路を維持するためには国の方針に基づかないといけないと強調された。しかし、24年9月の議会で岡田町長は違うことを言っています。フェリー会社の野崎社長が最初に役場に来て、合理化のために高速艇に変えたいと言ったと話しています。岡田町長ははっきり、最初に社長が来たと言っています。本当のところはフェリー会社の意向を受け入れることが目的で、それでは豊島住民の理解が得られないから、後付けで国の方針を引っ張り出してきて、住民を納得させようとしたのではありませんか。

それを裏付ける資料として2点紹介します。糸課長が言う国の方針にはこう書かれています。地域が必要とするサービスを見極め、それを効率的に確保する道筋を明らかにすること。極めて抽象的な内容でしか書かれていません。具体的なことは書かれていないのです。どこにも旅客船に下さいとは書いていません。しかし結果、蓋を開けてみると、フェリー会社の意向がそのまま反映

された変更計画になっています。極めて不可解な現象です。糸課長が言うように純粹に国の方針を具体化したのなら、地域が必要とするサービスを見極め、効率的に進めようとする全国の離島航路は今後全て、豊島航路によく似た形態に変わるということになってしまいます。

もう1点裏付ける資料を紹介します。フェリー会社から意向が伝えられた際、生活航路確保の責任者であるはずの岡田町長は、豊島住民に迷惑がかからない範囲ですよ、と答えたと言われました。フェリー会社の意向を容認し、補足的に住民に迷惑がかからない範囲と釘を刺しているのです。このやりとりから分かる岡田町長の2つの特徴、1つ目は豊島住民の意見を聞く前に、すでにフェリー会社の意向を受け入れていること。そしてもう1つは、豊島住民の生活航路確保の責任者が町長であるという自覚の欠如です。岡田町長と企画課長に質問いたします。本当のところは、フェリー会社の意向を受け入れることを前提に、それでは住民の理解が得られないから、後付けで国の方針を引っ張り出し、住民を納得させようとしたのではありませんか。答弁を求めます。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のとおり、10月、11月と教育長が不在の中、教育現場に空白を作ってはならないということで、教育委員会、職員、学校関係者が一丸となって頑張っていました。新設小学校の開校に向けた準備や懸案となっておりました土庄町の幼児教育のあり方についての第2次幼保再編協議会の立ち上げや、豊島地区の小中学校のあり方についても地元と協議に入りました。しかしながら、教育長不在という事態を1日も早く解決して欲しいという声があるのも事実でございます。

さて、教育長不在についての経緯と現状に至った理由ではありますが、一部で新聞報道されましたように前教育長の教育委員としての任期が9月30日をもって終了いたしましたので、このような状況になった訳でございます。

土庄町教育委員会といたしましても、新教育委員を1日でも早く選任していただきまして、5人の教育委員の中から教育長を任命したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○1番（福本耕太君）

議長、質問に答えていません。議長。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

2点目の福本議員のご質問にお答えをいたします。

航路における住民の声ということですが、現在、豊島航路は離島航路運営費等補助事業を活用して運営をいたしています。この事業では、宇野土庄航路確保維持協議会において、地元自治会長、漁協関係者等とさまざまな問題について協議をいたしております。航路経営が厳しさを増している状況のもと、将来に渡って安定的に運航を維持していくには、福本議員がおっしゃったように、法律に書かれておりますとおり地域が必要とするサービスを見極め、それを効率的に確保することが大切であります。

本町といたしましては、国の方針に沿い、国庫補助航路として継続することが大切であると認識をいたしております。こうした方針に沿いまして、宇野土庄航路改善協議会を設置いたしまして、全住民に対するアンケート、また観光客へのアンケート調査を実施するなど、さまざまな取り組みを進めてまいったところであります。本協議会では航路の問題点等の把握、分析の上、航路及び航路経営の将来の見通し、運営の改善方策等について検討し、その結果小型旅客船の導入を軸とした経営改善化に取り組むこととなった経緯がございますので、ご理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

その前に、私が教育総務課長にお聞きしたのは、法律に従ってきちんとした手続きをしたんですかと。

○議長（川本貴也君）

福本耕太君、再質問ですか。

○1番（福本耕太君）

1回目の答弁が質問に合っていないから言ってるんです。それで2回、3回やられたら質問の中身が、意味がなくなるじゃないですか。

○議長（川本貴也君）

再質問でないと、発言は認めません。

○1番（福本耕太君）

おかしいでしょう。私が聞いたのは、法律に沿ってその手続きをしたんですかということを聞いたんです。

○議長（川本貴也君）

再質問でしょうか。

○1番（福本耕太君）

質問に合うてないじゃないですか。その質問に答えてください。1回目の質問で。3回しか質問できないんです。聞いたことにちゃんと答えてください。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員の先ほどの質問にお答えいたします。

福本議員の説明にもありましたように、地方教育行政法第4条によりまして、教育委員は町長が議会の同意を得て任命することになっております。あくまでも町長部局の話ですので、先ほどの質問は私の方の答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（川本貴也君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

教育総務課長に質問したのは、教育長の推薦をするのは教育委員会ですよ。教育委員会ですよ。法律でそうなってますね。それをやったのかということ、それで町長に伝えたのかということをお聞きしたんです。それに対するお答えが欲しいわけです。きちんと教育委員会で選挙を行って藤本さんを、選挙というか任命を行って町長に伝えたのかということです。法律で書いてあります。教育長の選任、任命は教育委員会が任命するというふうになってますよね、法律。それをやったのかということをお聞きしてるんです。まずそこに答えていただかないと、話が前に進みません。

それから航路の件についてはですね、質問の中身と全然違いますね、答弁が。勝手なことを話さないでください。質問で聞いたことに答えてください、桑さん。毎回ですけども、こういう問題が出てる訳ですよ。岡田町長は最初にフェリー会社の社長が来た。で、高速艇に変えてくれと。合理化を図りたいから変えてくれと言って来たという事をおっしゃってる訳です。平成24年9月の議会で、定例会でおっしゃってる訳です。桑課長は違うことおっしゃってる訳ですよ。国の方針でやったんだと。食い違えますよね。さっき言ったように、国の方針が高速艇に変えることだというのが一番合理的な方法だったら全国的にそうなる訳ですよ。でもそうはならない。だから、岡田町長がおっしゃったことと、その食い違いはなんで起きてるんですかということをお聞きしてるんです。結構です。

豊島問題の2つ目の質問に入ります。岡田町長は平成24年9月議会の私の質問に対してこのような答弁もされています。平成23年度にフェリーで起きた積み残しの際、豊島住民から、「これは生活航路だ、積み残しを出すとは何事か」

と電話で指摘を受け、すぐに社長を探し、豊島枠を作った。そしてその後は、積み残しは起こしていないと。さらに、住民に対してですよと念押しまでされました。この答弁を聞いて私はさすが町長は立派な人だと感心しました。なぜなら、町の基準では生活航路イコール豊島住民の積み残しは絶対に出さないとなっていると受け取ったからです。ですから私はその後の再質問で、航路変更にあたって豊島住民の積み残しは出さないと断言されたことについて再確認をし、評価をいたしました。その後、町長は私の再確認に対し、否定する発言はされませんでした。だから、私は今も発言は生きていると考えております。

しかし、その立派な志が現実には機能していない。だから地元自治会に任せるとはではなく、町が自ら豊島に調査で入り、住民の声を聞き、是正すべき点は是正せよ、と言ってきているのです。それとも、この場で前言を撤回し、生活航路は守る、しかし豊島住民の積み残しはいかんともし難いと言い直すことをしますか。それならそれで結構です。なら、私も町が責任を持つ生活航路とは一体何なのか、基準を明確にしてくださいと問い直します。私の認識として、生活航路イコール豊島住民の積み残しは絶対に出さないということが間違いではないのかどうかお答えください。イエスカノーかで答えてください。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員の再質問にお答えいたします。

先ほども福本議員がおっしゃりましたように、前教育長の任期は4年です。4年の任期が9月30日で切れた訳です。この教育委員につきましては、町長が議会へ推薦しまして、議会の同意を得て任命する。その新教育委員の中からですね、教育委員会が教育長を任命するという仕組みになっておりますので、その点をご理解していただきまして、教育委員会といたしましても10月2日、岡田町長に対しまして早期に教育委員の選任をお願いしたい、また新教育委員が決まり次第、教育長を選びたい旨の陳情を行っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

福本議員の再質問にお答えをいたします。

豊島航路は生活航路と同時に、公共交通機関であります。従いまして、全ての方に国、県、町の補助をいただきながら運航している航路でありますので、全ての方に利用されなければならないと思っております。

○議長（川本貴也君）



1 番 福本耕太君。

○1 番（福本耕太君）

まず教育委員会に対してですけれども、初めに言いましたように教育委員会として藤本氏を推薦したと、岡田町長にそれで出したというふうに聞いております。教育委員会のメンバーは1人じゃありませんから、いろんな方からお話を聞いておりますけれども、それがどうして町長のところで話が伝わっていないのか、今のような状況になったのかということを知りたいです。それについて答えていただきたい。そういう形を出しているのかどうか、藤本氏を教育委員に推薦して欲しいということを教育委員会の方から言うたのかどうかということをお尋ねしています。お答えください。

それと、航路の件ですけれども、私はイエスかノーかで答えてくださいと言ったはずですが。前回の議事録も引っ張り出して話しています。すり抜けるような答弁しないでください。生活航路というのは、豊島住民の積み残しはしないというふうに解釈していいのでしょうか。いいのですか、それとも間違っているのですかということを知りたいです。岡田町長ははっきり言われてるんですよ、この場所でね。じゃ、あの答弁は一体何だったのかという話になる。きちんと答えてください。

○議長（川本貴也君）

教育総務課長 宮原隆昌君。

○教育総務課長（宮原隆昌君）

福本議員の再々質問にお答えいたします。

何度も言いますように、教育委員会というのは町行政より独立しております。その中で、私どもの方が、教育委員にこの方とか、ましてや教育長をこの方という推薦、そういったことがもしあったとしてもですね、町長の方で適正な人格それから学術、文化に関し識見を有する者、そういった人物がおりましたら町長の方で議会の方へ推薦すると思っておりますので、その点を認識をよろしく願います。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

離島航路と言いますのは、公共交通機関であります。従いまして、9月議会で答弁いたしましたように、積み残しがあったことは認識いたしております。

○1 番（福本耕太君）

議長。こっちはちゃんと質問作ってきてるんです。

○議長（川本貴也君）

発言を認めません。どうぞ、企画課長。

○企画課長（糸英彦君）

はい、分かりました。ですから、積み残しがあったことを理解いたしております。以上であります。

○1 番（福本耕太君）

そんなこと聞いてない。

○議長（川本貴也君）

4 番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

4 番、山崎です。建設課長に質問をいたします。平成 27 年 4 月の新設小学校の開校予定に合わせ、歩道橋の本体工事予算を平成 26 年度に付けますか。

○議長（川本貴也君）

建設課長 樋口英士君。

○建設課長（樋口英士君）

山崎議員のご質問にお答えいたします。

今年度 6 月議会の補正予算で測量委託料 105 万円を組ませていただき、10 月末に建設予定地付近の測量業務が完了いたしました。平成 26 年度におきまして、国庫補助事業の防災・安全社会資本整備総合交付金事業として採択いただく計画を要望しております。地質調査、詳細設計、工損調査を行う予定でございます。また、伝法川は県管理河川であり、香川県と構造協議を行い許可が必要となります。これらを平成 26 年度中に終わらせたいと考えております。橋りょう工事は平成 27 年度の防災・安全社会資本整備総合交付金事業にて施行する計画となります。

平成 27 年 4 月の新小学校の開校には間に合いませんが、児童の通学路の安全性と利便性を勘案し、できるだけ早い時期に完成を目指したいと考えております。

○議長（川本貴也君）

4 番 山崎勝義君。

○4 番（山崎勝義君）

先ほどの答弁では、本体工事の予算が 27 年度になるということですが、それでは開校に間に合いません。足繁く県へ通って、予算が付くような方向を見つけてください。よく頭の中で考えてください。橋ができて、あんたももし孫がおったら、孫がお母さんと手を取り合って橋を渡ってニコニコして、入学式に行くことを考えてください。もう少し楽しい話をしてください。以上です。もう答弁ありません。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

おはようございます。2番、濱中です。4つの質問を行います。

1点目は、新設高校の建設位置についてお尋ねします。土庄町長として、土庄町から高校も病院もなくなることをどのように思いますか。小豆島町の塩田町長は、過去に高校の建設位置にはこだわらないと言っています。私は病院で譲歩すれば、高校は土庄になると思っていました。独立した町と町がお互いに譲りあって物事を進めるのが基本であると思います。高校の建設予定地である東蒲生から本町までのバスの乗車時間は8分です。小豆島町の高校生に8分余計にバスに乗っていただければ、小豆郡の中心地に高校が建設できるし、その建設費用も大きく削減できると思います。香川県は統合高校の建設予定地をなぜ小豆島町の東蒲生に決定したのか、県民に納得できる説明をしなければならないと思います。

土庄町自治会連絡協議会は、去る11月28日に町内20歳以上の6,580人の署名を添えて、香川県知事、香川県教育長に土庄高校用地を統合高校の用地に活用してくださいという陳情書を提出し、併せて土庄町自治会連絡協議会への説明もお願いしました。自治会連絡協議会は、岡田町長に陳情書への署名をお願いしましたが、辞退されました。町民の思いを代表して香川県に伝えるのは、町長の仕事であると思います。県に遠慮があるのでしょうか。その真意をお伺いします。

また、議会は2つの町による新統合病院の建設に対し、医師の不足、建設費の増額などから当分の間、中断または延期の申し入れを行っております。私は小豆島町長が前言を翻し、東蒲生に固執するのであれば、信頼し共に歩むことはできません。新統合病院も始めから考え直してよいとも思っています。岡田町長はどう思われますか。

2点目は、消費税増税の影響についてお尋ねします。来年から消費税が8%に増税になります。町民と町財政にどのような影響がありますか。

3点目は、香川県と岡山県に囲まれた備讃瀬戸を土庄町が中心となって、世界自然遺産に登録する準備を進めることについての提案です。私たちは、春には朝霧から昇る太陽を拝み、サワラの刺身に舌鼓を打ち、秋には島影に沈む夕日で黄金色に染まる海にみとれる。タイの塩焼きに杯を傾けています。瀬戸内海の美しさと豊かさは私たちの誇りであり、生活そのものです。瀬戸内国際芸術祭で島を訪れる方も一様に、島の美しさとおいしい魚に驚いています。

この特別に美しく豊かな瀬戸内海、備讃瀬戸を世界に紹介するために、観光振興特別委員会から生まれた備讃瀬戸を世界自然遺産に登録するためのプロジェクトチームが活動しています。日本で最初に指定された瀬戸内海国立公園の香川県で、来年に国立公園 80 周年の記念行事が予定されています。この機会に土庄町が中心となって備讃瀬戸を世界遺産に登録するための準備を進めていることを世界に発表しようではありませんか。

4 点目は、土庄町総合計画についてお尋ねします。岡田町長は、今期で勇退されます。2 期 8 年の任期の中で、前期の総合計画で達成された記憶に残るものがありますか。今年議決した第 6 次総合計画の中で次の町長に特に実行していただきたいものはありますか。以上 4 点よろしくお願いたします。

○議長（川本貴也君）

企画課長 糸英彦君。

○企画課長（糸英彦君）

濱中議員の 1 点目のご質問にお答えをいたします。

自治会連絡協議会総会において署名活動の実施を決議され、多くの住民・階層の署名をとりまとめたいただいたとありますが、本町としてこの署名活動の結果は、真摯に受け止めなければならないと思っています。地域社会の中心を失うことは、地域の経済はもとより、将来のまちづくりへの大きな損失であります。現在、両町で設置されている跡地検討委員会において、地域活性化に関することを含め、きめ細かい対応をしていただくよう要望しているところです。今後も署名活動の成果を基に情報を発信し、土庄高校用地の有効活用について努力を積み重ねていきたいと思っております。

続きまして、3 点目のご質問にお答えをいたします。

備讃瀬戸を世界遺産にということで、本年 7 月 1 日より、職員 5 名による行政調査研究班を設置し、世界遺産とは何か、地域振興との関係をどう考えるか、このことについて、行政の立場から考えることとしています。11 月 21 日には、観光振興特別委員会において中間報告をさせていただきました。その際には、近隣自治体の支援・協力は不可欠であり、今後の課題であることを報告いたしました。香川県では平成 28 年度を目標に「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産暫定リスト登録に向けた取り組みを進めています。世界遺産登録に向けては、数々のハードルがあるかと思いますが、かけがえのない人類共通の遺産として未来に伝えていくためにも、長期的な視点で取り組んでいく必要があります。今後は、行政調査研究班の成果を基に情報を発信し、近隣自治体と連携できればと願っております。

4 点目のご質問に対するお答えであります。

第5次土庄町総合計画では、「賑わうまち 安らぐくらし 輝くひと とともに創る交流都市・とのしょう」を基本理念と定め、「賑わいのあるまち」、「安らぎのあるくらし」、「風格のある輝き」を基本方向としてまちづくりを進めてきました。

平成18年度より町長の職に就き、瀬戸内国際芸術祭開催による観光振興、移住交流促進事業、青森県野辺地町や雲仙市南串山町などとの文化・観光交流による交流活動の推進、地域活性化支援事業、豊島食プロジェクトや棚田地域等保全活動支援事業などによる地域の活性化、エンゼル祝金やすこやか手当てによる子育て支援、防災ヘリポートや土庄港整備事業、救急艇の利用など安全・安心に配慮したまちづくりなどを進めてまいりました。その中でも、平成22年度に策定した土庄町景観計画は、わが町の美しい景観を守り、育て、創っていくことを目指し、我々の子どもたちへ大きな財産を残すものです。

これらの実績を踏まえて策定した第6次土庄町総合計画は、「人・時を結び 自然とふれあう 交流の都市(まち)」を将来像として「魅力あるまちづくり」、「安心で快適なまちづくり」、「支え合うまちづくり」を基本理念としています。これらは、歴史や伝統文化など地域や景観を守り育て、産業振興を図り、医療・介護・福祉の有機的編成と充実、危機管理体制と基盤整備の推進、自然豊かなまちに住み続けたいとの思いや人々の絆、地域のつながりを通して自助・共助・公助の連携による支え合うまちづくりを目指したものであります。

次期町長には、先人によって培われ受け継がれてきた「ふるさと・土庄」を次世代に誇りを持ってつないでいくため、これらの思いが込められた施策を進められ、「このまちに住んでいて本当に良かった」と思われるようなまちづくりをご期待するところであります。

○議長（川本貴也君）

総務課長 難波正樹君。

○総務課長（難波正樹君）

濱中議員の2点目のご質問にお答えをいたします。

安倍首相は平成26年4月から消費税率を8%に引き上げることを表明をいたしました。消費税増税につきましては、住民生活に不可欠なサービスを今後も安定的に供給するためにも地域による税源の偏りがなく、安定的に税収を確保し、財政規律を尊重する側面と、増税による住民生活や地域経済に影響を与える側面との両面があると思われております。

町民の皆さんへの消費税増税の影響でございますけれども、生活必需品あるいは公共料金などにつきましては直結をいたしておりますので、町民の皆様方の負担増にともなう生活への影響があると思われております。マスコミなどの

報道によりますと、年収 300 万円世帯でありますと約 6 万円前後の負担増になると推計をされています。町といたしましても、国に増税後の景気対策や低所得者・年金受給世帯への配慮に取り組んでいただきたいと考えております。

一方、町財政でございますけれども、消費税交付金あるいは手数料などにつきましては増収分が見込まれると。一方、町自体も納税者でございますので、消費税増税による歳出の負担増も見込まれているところでございます。平成 24 年度の決算での試算でございますが、歳入で約 1 億円程度の増収、歳出では 6 千万円の増加が見込まれておりまして、差引 4 千万円程度の増収が見込まれておりますけれども、平成 26 年度以降につきましては、大型の建設事業が予定されておりますので、増税分が相殺されると推測をいたしております。消費税増税後の景気の動向などにつきましては、不確定な要素があることも否めないと考えております。

○議長（川本貴也君）

2 番 濱中幸三君。

○2 番（濱中幸三君）

まず第 1 点目の質問についてなんですけれども、町長さんの方から回答をお願いしたいと思います。

2 点目は結構です。

それから、3 点目はこれも今後発表されるというので、特に 80 周年記念行事に併せて世界が注目するような発表の仕方をお願いしたいと思います。

それから、4 点目なんですけれども、桑課長が代弁されましたけれども、町長が特に過去の行政の中で記憶に残るもの、また来年、次の町長にぜひこれは伝えていきたいもの、そういうものを町長から直接お伺いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（川本貴也君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

濱中議員のご質問にお答えいたします。

高校の位置についてでございます。自治会の皆さん方が大変な努力をなさって、署名が集められたと。その重さはひしひしと感じているところでございます。そういうことで、今回県との関係もございまして、皆さん方の総意をこれからも繋げていきたいと思っております。私自身も土庄高校に新設高校ということで、再三県の方へお願いし、努力をしておりましたけれども、本年 3 月の県議会の本会議におきまして、建設の調査費が上程されたというふうな報告で、また陳情にも参りましたが、やはりきちんとした県議会の手順を踏んで

の決定というふうなことで、県議会議員さんともいろいろな協議の中で、これはもう法的にきちっとやってこられたというふうなことで、それなら次の段階を考えざるをえない、いうふうな考えでございます。

そういう意味で自治会の皆さん方の本当の熱意、それは次の高校跡地をどういうふうに土庄高校に代わる活性化の拠点にしていくかというのが1つの大きな課題というふうに思っております。現在、土庄高校跡地検討委員会と申しますか、そういうもので、うちの教育総務課長と前商工会長の鎌田先生が入って協議をしているというふうにも聞いております。そういう中でもいろいろと原案、また案が出ているということでございますが、まだまだ案の段階でございます。そういうものを含めて、ぜひとも跡地を活用できる施設、そういうものを県にお願いしたいと思っておりますし、教育長、また知事にもその点についても陳情いたしております。責任を持って、第一の目的として土庄高校跡地は責任を持ってやるという確約をいただいておりますので、その点を信じながらこれからも見守っていききたいというふうに思っておりますのでございます。そういう点で、土庄町自治会連合会、皆さん方が暑い中を署名を集めていただいたご労苦に心から感謝を申し上げる次第であります。

それから、土庄町総合計画の中でございます。この8年間で思い出に残るといのは、土庄中学校の耐震工事の新設。これは一部です。体育館と武道館はすでにできておりますので、校舎を含めて耐震工事、新築工事をやりました。また、土庄小学校の再編、それを長い間検討しながら新設の土庄小学校の建設にすでに入っているというのがあります。さらに、大きな問題では光ファイバーの導入というようなことで、光ファイバーを豊島を含めて、全町に網羅できたというふうなことで、これらが大きな課題として、私が記憶に残るひとつの皆さん方のお力添えをいただきながらやり遂げたものというふうに認識をいたしておるところでございます。

さらに、今回の選挙、次期町長さんに何を望むかということでございます。今まで支え合うまちづくり等々、いろいろと地域の安心・安全、元気なまちづくりというふうなことで私もやって参りました。できたら、それを引き継いでいただいて、そして「住んでよかった」そういうまちづくりに邁進できる方、町長さんにはお願いをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

2番 濱中幸三君。

○2番（濱中幸三君）

岡田町長さん、2期8年大変お疲れ様でございました。ありがとうございます。以上です。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3番、山田建之です。本日の一般質問につきまして、町税及び水道料金の徴収状況、また町税の徴収時効による欠損処理についての件をお聞きしたいと思います。質問は3回しかできませんので、十分にこの問題について、十分に討議できるとは思いませんのですが、できるだけ分かりやすく、今日たくさんお集まりの傍聴者の方にも、町民の方にもできるだけ分かりやすくお聞きしたいと思います。

まずですね、昨日の本会議の総務建設常任委員長への質問の続きみたいになりますけど、憲法第30条を町の職員はご存知ですかということなんです。それと、地方税法の373条、当然税務課長はご存知だと思いますけど、知っておりますかということをお聞きしたいと思います。これは税務課長なり債権管理室課長に回答していただきたいと思います。

次に、ちょっと例を出して、皆さんに分かりやすく説明を、税の徴収についての、例を出して説明したいと思います。

私はですね、今までにいろいろな事業を運営してきた経験がありまして、古く20年以上前になりますけど、平成3年のバブル経済崩壊後の平成4年にですね、高松国税局と土庄税務署より、平成元年と平成2年の会社の所得税の申告漏れがあるのではないかとの調査を約2か月受けたことがあります。その結果ですね、申告漏れが発覚しまして、会社の動産を差押えされました。その差押えされてですね、差押えということは、動産については赤紙を貼られる訳です。赤紙を貼られまして、この動産は動かしてはいけませんよと、それからこの動産は売ってはいけませんと。その場合は税務署の承認を取ってください。取った金額は全部税務署へ納入してください、というような形の差押えです。

そのときにですね、バブル経済が崩壊して私の方はですね、一括支払いが困難な状態になりました。一括支払いをできないので、3年間分割払いにしてくださいということをお願いしまして、それが通りましてですね、動産の競売の執行を停止をしてもらいました。そして約束手形を3年間の分割払いで切りましてですね、3年間支払いしました。で、支払いした後ですね、全額支払いした後に差押えの解除となりました。そういう経験があります。

またごく最近ですけど、2年前の平成23年に高松国税局より、ちょっと専門語になりますが、債務免除益を全て申告していないとの疑いがあるということ



で1年間調査を受けました。これは長い調査でした。長い調査と、支払いする相手方にも、大阪とか東京がありましたので、何回も何回も国税局の職員が伺って、私のところの帳簿と合うか合わないかいうので、非常に長くなったんですけど、そういう経験の中でですね、その債務免除益というものはですね、ちょっと説明しましたら、灘山で採石事業を私の関連会社がやっておる訳なんですけど、東京の大手商社と共同事業として融資を受けた訳です。融資を受けたんですけど、大手商社の都合で途中から撤退した訳なんです、大手商社が。そのためにですね、契約をしていますから債務不履行ではないかということで、裁判になりました。約5年間商社と争いをしたんですけど、裁判所とかそういうところでの調停がありまして和解をした訳なんですけど。その和解条件がですね、今後共同事業を継続するということと、融資金に対して支払猶予をするということだった。それと融資金に対する支払は債務不履行によって減額しました、ということになった訳なんです。減額してもらったことはよかったですけど、減額してもらいますと、私の方の利益になる訳なんです。それは税法で決められている訳です。

普通、利益言うたら、事業をやって利益が出て、現金が残ったのが利益になるんですけど、そういう利益ではないんです。借入金をまけてもらって、支払わなければいけないのを支払いしなくてよくなったという金額は、利益になる訳なんです。これが税法で決められております。そういう中でですね、ずっとそれが国税局側と当社の間で帳簿が合う合わない、これはどうやこうやとなったんですけど、結局最終的には約7年遡りまして、どうしてもこの金額は認められないということになりまして、約700万円ほど帳簿上合わないということで支払いをしなければいけなくなりました。そしたら、国税の所得税の支払を修正申告いう形で支払うことになりましたんですけど、修正申告しましたら、当然県税が約300万円ぐらにかかる訳です。それから土庄町の税が70万円ぐらい支払わなければならなくなった訳なんですけど、合計約1,100万円の過去の債務免除益を支払わなければならない状況になりました。灘山の採石事業は今5年ほど休止しております。休止している中でですね、売上はゼロです。そういう中で、やっぱり1,100万円という大金はちょっと会社としては今よう支払えませんということで、平成4年のときと同じようにですね、分割払いをしていただけですか、というお願いはしたんですけど、分割払はかまわんけど、大変難しいですよ。14.7%の遅延金を取りますよということとですね、払えるまでは当然として会社の土地・建物は差押えいたしますというような形で、できることなら、かなり古い7年前からの案件ですから、一括払いして欲しいと

いうことで、差押えはしませんけど、担保でも入れて金融機関から借りて一括払いしてくださいということがありまして、私は一括払いをいたしました。

そういう状況があった訳なんですけど、土庄町の方もですね、当然 23 年度か 24 年度にですね、法人町民税として 70 万円近い金は収納したと思います。そのような状況を今 2 回ほど私は国税局とか土庄税務署の税務調査を長年に渡って受けてきましたので、ちょっと長くなりましたけど、税に対しては、一番この議員の中とか職員の中では詳しいと思います。実践で支払わなければならない状況になったので、一番詳しいと思っております。そういう中でこの質問をさせていただきたい訳です。

地方税法はですね、国税徴収法に準ずるということになっております。そういうことは、国税徴収、今さっき私の会社に対して国税の職員がとってきた態度が、そのまま地方税、土庄町の町税を徴収するのに該当されると思います。そういう中で、少し具体的に質問をさせていただきます。

まず、水道料金についてですけどね、水道料金については、水道課長に回答を求めたいと思います。水道料金ですね、通常の使用料の滞納額はここ 10 年です、2 倍近くに増えております。今後この新しいですね、肥土山浄水場、最終的には約 25 億円ぐらにかかるとは思いますが、そういう投資をする中でですね、はたしてどんだんだんだんだん滞納が増えているということは景気が悪いということです。悪い中で、その辺りの支払いをしていけるのかどうか非常に懸念される場所でもありますので、その辺りのまず質問をしたいと思っております。

それからですね、税の方はですね、税金いうものは 5 年で時効になります。5 年過ぎたら国税も徴収はできません。悪質な場合は 7 年まで遡れますけど、現実には 5 年で時効が発生しまして、土庄町は 5 年過ぎた税に対しては納税者に請求できません。そういう規定になっております。時効に対してですね、土庄町は時効になる前にですね、どういう法的手続きを取らないかのかということをお聞きしたいと思います。そういう手続きを取るということは、時効を中断して、あと 5 年延ばすという手続きを取らないかんですけど、それはどういうふうな形で取るんですかということをお聞きしたい訳です。

それからですね、5 年経ちましていろんな理由で欠損金にすることは、けっして違反とか法的違反とか、そういうものではありません。当然、事業側はですね、倒産とか破産とか、夜逃げとか失業状態でもう一銭も収入がないということが分かれば、5 年経った税の債権についてはですね、欠損処理をまたしなければなりません。ところが、それまでにどれだけ努力して取っていくかという中で、もうこれは一生懸命努力したけど取れなかったというような場合は、

欠損処理をいたします。それは決して法律違反ではございません。その欠損処理についてはですね、いろんな理由がありますから、その理由をお聞きしたい。まず、どういう理由だったら欠損処理できるのかというのをまずお聞きしたい。とりあえず1回目の質問として、その件の回答を担当課長にお願いしたいと思います。以上です。

○議長（川本貴也君）

水道課長 川本公義君。

○水道課長（川本公義君）

山田議員のご質問にお答えいたします。

水道使用料の収納状況でございますが、長期的な不況に伴い景気低迷が続いておりますので、この10年間で水道使用料の未収金が2倍近くに増えているのが現状でございます。昨年からは肥土山浄水場の更新工事にも着手しており、水道使用料の未収金を回収することは、急務だと考えております。そのためには長期未納者を重点に、電話での催促や訪問徴収はもとより、債権管理室と連携し、法的手段や給水停止措置も視野に入れて、未収金の回収と今後新たな未収金が発生するのを抑制できるように努めてまいりたいと考えております。

○議長（川本貴也君）

税務課長 中井俊博君。

○税務課長（中井俊博君）

失礼します。山田議員のご質問にお答えいたします。

まず最初に、憲法第30条をご存知ですかということですので、これについては読み上げさせていただきます。「第30条 国民は法律の定めるところにより納税の義務を負う」というものでございます。

続きまして、2点目の欠損処理はどのような理由で行っているかということですが、理由といたしましては失業、倒産等、経済的な理由によるものが毎年8割ぐらいの理由を占めております。残りは、死亡とか行方不明等そういうふうな内容で欠損処理をしております。

○議長（川本貴也君）

債権管理室 岡田耗使君。

○債権管理室課長（岡田耗使君）

先ほどの山田議員のご質問にお答えいたします。

地方税法が国の税法に準ずるということで、どういうふうに地方税の固定資産税を対処しておるかということですが、地方税法におきましては373条にございます。これは滞納者に対して督促状を出して10日を経過すれば、滞納者の財産を差し押さえなければならないという風に書いてございます。

次に、時効に対して土庄町はどのような対処をしておるのかということですが、このものに関しましては、まず納付期限が来た税金に関しましては、20日以内に督促状を発付いたします。要するに郵送いたします。そして、それで税金を納付することを促します。それにも係わらず、まだ税金が完納にならない場合、その場合には催告書を発送いたします。それでもまだ完納にならない場合、この場合には滞納者の預金調査並びに財産調査を行いまして差押処分というふうな段階に入っていくものでございます。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

例えて、お聞きしたいんですけど、2回目の質問として例えてお聞きしたいんですけど、自分の先ほどの、自分が経験したことは非常によく分かりますので、この場合どうするのかというのをお聞きしたいと思います。

私は、議員をしております。議員報酬を毎月得ております。毎月得ておりますけど、私も当然として片方で事業をしております。事業の中でですね、私の個人名義の土地と建物がですね、会社の所有の土地・建物と共有になっておる場合があります。その場合ですね、その共有の土地・建物の固定資産税を滞納していた場合はですね、議員報酬から徴収することはできますかということをお聞きしたいなと思います。今、2回目の質問でとりあえず債権管理室課長にお聞きしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

債権管理室 岡田耗使君。

○債権管理室課長（岡田耗使君）

先ほどの山田議員の質問にお答えいたします。

共有名義の財産から発生いたしました固定資産税の税金、このものに関しましては共有名義のどちらに関してでも支払義務が生じますので、どちらに対しても請求できますので、今例えの話おっしゃられましたが、山田議員の中から、こちらの方で請求させていただくということは可能でございます。

○議長（川本貴也君）

3番 山田建之君。

○3番（山田建之君）

3回目の最終の質問をいたします。

現在ですね、現在においてですね、債権管理室が設置されまして、24年4月1日より毎年度の、去年度の決算報告とかそういうものを見ますと、非常に債権管理室は頑張っていると思います。土庄町の自己財源の約2割が滞納になって

おります。これでは土庄町は回っていかんのんじゃないか、ということで岡田町長は債権管理室を作りまして、債権管理室に新しく専門家を採用しまして、非常なスピードで非常な額を回収していております。私は評価したいと思います。

その中でですね、現在評価することは評価したいと思いますが、現在の状況の中でですね、滞納に対する土庄町の執行部としてですね、違反状況があったかどうか、それからまた過去にですね、そういう違反的な状況があったかどうかというのを、少し分かる範囲でよろしいですけど、回答していただきたいと思います。

それからですね、町長に最後に報告いたします。過去にもし税徴収に対して、町長の徴収義務違反ということが分かりましたら、当然としてですね、町長が任命した副町長及び税務課長に法律違反は波及すると思います。そういうことを踏まえてですね、そういう事態がありましたら、当然住民の方は黙っておらんとします。刑法に該当するか、あるいは民法上で土庄町に対する損害賠償責任が生じることになります。それは、過去にあった場合にはそういうことになると思いますから、ここで改めてその点を通知いたします。現在はどうですか。頑張っておりますから、なかなか難しい問題ですけど、それをお聞きしたいと。過去はどうですか、というのをお聞きして質問を終了します。

○議長（川本貴也君）

債権管理室 岡田耗使君。

○債権管理室課長（岡田耗使君）

先ほどの山田議員のご質問にお答えいたします。

現在の状況はどうであるかということに関しましては、法律違反と言いますか、そういうものは現にございました。しかし、そのものに関しましては監査委員のご指摘を受けて全て善処をして法的措置を講じております。また過去のものに関しましては、私は知るべき者ではございませんのでお答えは控えさせていただきます。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

岡田町長。

○町長（岡田好平君）

山田議員の再々質問にお答えいたします。

現在の状況でございます。全国的に税や水道料金の滞納が問題になってきておりまして、各自治体では収納対策に力を入れております。議員もご承知のとおりでございます。過去を反省し、わが町でも23年に税務課の中に債権管理室を作りまして、24年から独立をさせていただきまして本格的な滞納処分に取り

掛かっております。成果も出てきております。納税の公平性、公正性を確保する観点から、より厳しい姿勢で滞納処分に取り組んで参りますので、ご理解の方をよろしくお願い申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（川本貴也君）

これにて一般質問を終了いたします。

## 閉 会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本定例に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

これにて平成 25 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 10 時 49 分